

2001年7月19日

(平成13年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

弁護士法第23条の2の規定に基づき救急出場報告書の個人情報を外部提供することについて(答申)

2001年(平成13年)7月13日付けで諮問された、弁護士法第23条の2の規定に基づき救急出場報告書(以下「本件報告書」という。)の個人情報を横浜弁護士会会長へ外部提供することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、本件報告書の個人情報を外部提供する必要性は、次のとおりである。

(1) 外部提供する必要性について

ア 救急出場報告書は、藤沢市救急業務規定第7条に基づき、救急事故が発生した現場から、傷病者の治療に最も適合した最寄りの救急病院又は、医療機関に搬送し引き渡した場合に作成しているもので、その記載内容は、救急出場に関する出動から帰署に至るまでの所要時間等のほか、当該傷病者の住所、氏名、年齢、性別、現着時の状態及び応急処置等の内容、当該傷病者の引渡を受けた医師の所見等となっている。本件報告書は、傷病者A(故人)を救急事故現場からD病院へ搬送した際に作成されたものである。

イ 故人Aの相続人である妻Cより、保険金請求を受けたB損害保険会社の代理人である弁護士が、横浜弁護士会会長を通じて本件報告書について照会を

求めたものである。

ウ これらのことから本件報告書は、故人Aを自己とする個人情報であるが、相続人である妻Cの個人情報と同一視することも考えられる。また診断書、証明書等を照会することを妻Cが同意していることから、本件報告書を外部提供する必要がある。

3 審議会の判断理由

(1) 外部提供する必要性について

本件報告書には、故人Aの搬送中の状況が記録されており、事故の事実関係を把握するために必要な個人情報であり、外部提供する必要性は認められる。しかし、妻CとB損害保険会社は対立関係にあり、そのうえ妻Cの同意の内容が本件報告書の照会まで含むものかは同意書からは読み取れないことから、妻Cに外部提供する旨の照会をすることが必要である。また本件報告書のうち医師が医療情報を記載した部分は、第三者情報であり、当該情報を外部提供することにより、当該第三者に不利益を与えるおそれが生ずることも考えられることから、第三者の権利利益を保護するため外部提供する旨の照会を医師に対しても行うことが必要である。

以 上